

件名：【新型コロナウイルス】マドリード州における規制の変更について

●○●○●新規事項●○●○●

#### 1 マドリード州の規制について

本日（2月12日）、マドリード州は、夜間外出禁止について、2月18日（木）0時から、開始時間を23時からに変更し、飲食店の営業時間を22時までとする旨、発表しましたので、お知らせします（※州官報には未掲載）。

なお、同日の0時までは、夜間外出禁止時間は22時から6時まで、飲食店の営業時間は21時までとなっておりますので、ご注意ください。

また、移動制限地区についても、2月15日（月）から変更がありますので、以下をご参照ください。

##### （1）移動規制について

マドリード州内における移動制限対象地区に変更があります。

お住まいの地域が指定地域に含まれるかについては、以下のマドリード州作成の地図（通りの名前で検索可能）をご参照ください。

<https://www.comunidad.madrid/servicios/salud/coronavirus>

2月15日（月）から、エル・アラモ市、トレホン・デ・アルドス市、モラルサルサル市が制限地区に追加されます。一方、マドリード市内オルタレサ、バラハス、フエンカラルーエルパルド地区、その他20市における制限が解除されます。

これにより、制限地区はマドリード市内7つの地区の一部（プエンテ・デ・バジェカス、チャンベリ、モンクロアーアラバカ、テトゥアン、シウダッド・リネアル、サラマンカ、サン・ブラス・カニジェハス）、その他26の市（アルコルコンの一部、ヘタフェの一部、アルカラ・デ・エナレス、ベセリル・デ・ラ・シエラ、カラマルマ・デ・エステルエラス、チンチョン、コジャドービジャルバ、エストレメラ、アルコベンダス、ブルネテ、セルセディジャ、シエンボスエロス、コルメナル・ピエホ、エル・アラモ、フエンラブラダ、オジョ・デ・マンサナレス、メジョラダ・デル・カンポ、ナバセラーダ、サン・マルティン・デ・ラ・ベガ、トレホン・デ・アルドス、グリニョン、ロス・モリノス、モラルサルサル、リバスーパーバシアマドリード、サン・セバ스티アン・デ・ロス・レジエス、ビジャコネホス）となります。

##### （2）夜間外出禁止について

2月18日（木）0時までは、引き続き、22時から6時まで夜間外出禁止となります。飲食店や商業施設の営業時間も引き続き21時までとなっています。出前の場合は0時までの営業が認められています。

##### （3）会合の人数について

飲食店における会合は、店内では最大4名、店外のテラス席では最大6名までに制限されます。また、以下の場合を除き、同居人以外の人間と家で会合を行うことは、引き続き禁止されます。

(家での会合における制限の例外)

一人暮らしの者その他の1つの同居人グループによる会合、介護、未成年者による別の住居に住む両親や後見人との面会、別の住居に住む夫婦やパートナーとの面会、社会的性格を持つ施設の活動、労働・教育・公的機関の活動、保健当局が特別な予防措置を設定した活動

(4) その他の規制

適切な換気の徹底が義務付けられています。

(ご参考：州のホームページ)

州の会見内容（2月12日発表）

<https://www.comunidad.madrid/noticias/2021/02/12/retrasamos-limitacion-movilidad-cierre-hosteleria-2300-jueves>

2 ス페인国内における各州の規制について

現在の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00287.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00287.html)

3 ス페인国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

ス페인における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のス페인保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

●●●●●注意事項一般●●●●●

1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) ス페인保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められています。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。ところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- 部屋を分けましょう
- 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- マスクをつけましょう。
- こまめに手を洗いましょう。
- 換気をしましょう。
- 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- 汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

## 2 ご帰国に際しての参考情報

### ■水際対策の抜本的強化に関するQ & A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_ga\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html)

### ●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### 2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表)

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### 3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000042.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html)

#### 4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：[http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。